

# 基地対策に関する要望書（別冊）

〔 日米地位協定関係 〕

令和5年8月

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

（略称：渉外知事会）

【構成15都道府県】

北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県



令和5年度基地対策に関する要望書のうち、「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」及び「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊とし、重点要望を付したものである。



重 点 要 望  
【 日 米 地 位 協 定 の 改 定 】

(再 掲)



# 重 点 要 望

## 日米地位協定の改定

近年、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化したにもかかわらず、日米地位協定は、昭和35年に締結されて以来、60年以上もの間、改定されていない。

当協議会では、基地を巡る様々な問題を解決するため、国内環境法令の適用、裁判権の見直し、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会を設置することなど日米地位協定に係る提案を行い、繰り返し改定を求めてきた。こうした中、日米地位協定を環境面から補足する「環境補足協定」や、軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」が日米両国政府間で締結されたものの、依然として、多くの基地問題は、発生する都度、運用改善で対応されてきた。

当協議会においても、運用改善で対応できるものは積極的に取り組むべきと考えるが、米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決し、新興感染症等への懸念を払拭するためには、日米地位協定の改定は避けて通れないものとする。

そこで、日米地位協定に次の7本の柱に掲げる19項目を明記することにより、日米地位協定を改定すること。

なお、改定にあたっては、早急に見直し作業に着手し、2、3年以内等できるだけ短い期限を設けて見直しを行うなど、実務的な対応を行うこと。

### ① 基地使用の可視化

### 【要望先：外務省・防衛省】

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第2条関係、施設・区域の提供等)

◇「個々の施設及び区域(以下「基地」という。)に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第25条関係、合同委員会)

◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

## ② 環境条項の新設 【要望先：外務省・財務省・環境省・防衛省】

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の地元自治体への迅速な情報提供、米軍(事故原因者)又は国(基地提供者)による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第4条関係、施設の返還)

◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

### ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

**【要望先：外務省・国土交通省・防衛省】**

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

### ④ 国内法適用の拡充

**【要望先：外務省・厚生労働省・国土交通省・環境省・防衛省】**

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新興感染症等への対応については、これまでの経緯を踏まえ、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

◇「米軍機の飛行について最低安全高度等を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。」

**⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設** **【要望先：外務省・防衛省】**

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

（第23条関係、安全確保のための措置）

◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

（第25条関係、合同委員会）

◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

**⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実**

**【要望先：内閣府・外務省・環境省・防衛省】**

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」

◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」

◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」

◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

## ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設 【要望先：外務省・防衛省】

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」



# 重 点 要 望

## 【日米地位協定改定 19 項目の要望】

（注）日米地位協定改定 19 項目の要望を、関係条文ごとに並べ、  
各要望項目に要望内容の詳細・理由等を付したものである。



## 2 日米地位協定の改定に係る要望

### (1) 日米地位協定改定19項目の要望

日米地位協定の改定にあたり、次の19項目について明記すること。

#### (第2条関係、施設・区域の提供等)

- ① 個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること。

#### (第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ② 公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。
- ③ 生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること。
- ④ 基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること。

#### (第4条関係、施設の返還)

- ⑤ 基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること。

**(第 5 条関係、入港料・着陸料の免除)**

- ⑥ 米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること。

**(第 9 条関係、米軍構成員等の地位)**

- ⑦ 人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること。

**(第 16 条関係、日本法令の尊重義務)**

- ⑧ 米軍機の飛行について最低安全高度等を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。

**(第 17 条関係、裁判権)**

- ⑨ 日本国が第 1 次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること。
- ⑩ 基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること。
- ⑪ 基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること。

**(第 18 条関係、請求権の放棄)**

- ⑫ 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること。

- ⑬ 米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならぬこと。

**(第 23 条関係、安全確保のための措置)**

- ⑭ 基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること。

**(第 25 条関係、合同委員会)**

- ⑮ 飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること。
- ⑯ 基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること。
- ⑰ 日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること。

**(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)**

- ⑱ 市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと。

**(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)**

- ⑱ 米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること。

## (2) 日米地位協定改定19項目の要望内容の詳細・理由等

【要望先：外務省・防衛省】

(第2条関係、施設・区域の提供等)

- ① 個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること。

日米地位協定第2条第3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。」と規定しています。

しかしながら、基地の使用目的や使用範囲、条件等が米側の判断のみに委ねられていたのでは基地の整理・縮小・返還が進まないばかりか、周辺住民の不安を解消することはできません。

使用目的や使用範囲等を米側だけでなく日本側においてもしっかりと検証し、適切な基地の使用を促すとともに、必要のない基地の早期返還を進めていかなければなりません。また、返還が実現されるまでの間は、地元の要望を踏まえた共同使用を進めるべきと考えます。

そこで、第2条第1項に定める協定には、使用目的、使用範囲、使用条件等をできるだけ詳細に記載したうえで、米側が、例えば5年ごと等、定期的に使用目的、使用範囲、使用条件等を明示した使用計画書を日本国政府に提出し、日本国政府がこの計画書を審査すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ② 公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。

米軍機や実弾演習、廃弾処理等に伴う騒音、大気汚染や水質汚濁等の環境問題は、周辺住民の生活環境に多大な影響を与えています。また、基地内において大規模な事故が発生した場合にも、周辺住民の安全に影響を与えるおそれがあります。このような問題には、国が責任を持って対応するべきですが、住民の安全安心を守る立場から、地元地方公共団体職員が現況把握等のため、基地内に入らなければならない場面が想定されます。

しかし、日米地位協定にはこのような立入りに関する規定がないため、地元地方公共団体職員が立入りを求めた場合には、速やかに応ずることが必要です。

また、その際、現況把握の手段となる写真撮影や試料採取等が認められることを原則とする必要があります。

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ③ 生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること。

環境問題への住民の関心が高まる中、日米地位協定には環境に係る条項がありません。そこで、環境条項を新たに設けることにより、基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保のため、基地内において大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など国内法令を適用できるようにすべきです。

また、日米地位協定の見直しにあたっては、米側に管理権があるなどの基地の特殊性に鑑み、次の８項目の要素を取り入れた規定を設けるべきと考えます。

なお、平成２７年９月に日米両国政府間で締結された環境補足協定については、これまで渉外知事会で求めてきた８項目の一部に前進があったものの、平常時の環境調査（モニタリング）や是正措置が盛り込まれていないなど十分な内容となっていません。

このため、残された課題を含めて、早期に日米地位協定の見直しを行うこと。

- (1) 環境法令の適用関係
- (2) 規制基準の強化（自治体上乘せ条例等への柔軟な対応）
- (3) 環境調査（モニタリング等）
- (4) 是正措置
- (5) 情報公開の促進
- (6) 事故時の対応強化（連絡体制、日米の協力）
- (7) 米軍の環境保全に対する政府の協力
- (8) 基地と地元自治体の環境分野での協力の促進

【要望先：内閣府・外務省・環境省・防衛省】

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ④ 基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること。

基地に起因又は関連する事故が発生した場合、地元地方公共団体や地域住民にとっては、情報提供がないとその事故について把握できず、その結果、対策を取ることもしない可能性があります。日米地位協定には明確な規定がないため、速やかで適切な情報提供や適切な措置の実施について、規定を設ける必要があると考えます。

【要望先：外務省・財務省・環境省・防衛省】

(第4条関係、施設の返還)

- ⑤ 基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること。

日米地位協定第4条では、米国は基地の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、基地の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについても明確な規定がありません。

しかしながら、基地の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、基地の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、基地使用履歴の提供など、当該基地を使用していた米国の協力が不可欠であり、使用者としての責任の観点からも、米国政府は、基地の提供者である日本国政府と共同で対処する旨明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ⑥ 米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること。

日米地位協定第5条では、米軍の艦船及び航空機（米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む）が、我が国の港、又は飛行場に入出入りする権利が認められています。

しかしながら、関係法令が適用されなければ、他の艦船や航空機の安全を確保することは困難です。

そこで、基地以外の港湾や空港を利用するに当たっては、施設の円滑かつ安全な管理のため、航空法等の法令のみならず港湾管理条例等を含めた国内法令を適用すること。また、民間空港の利用は緊急時以外禁止とすることを明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・厚生労働省・防衛省】

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ⑦ 人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること。

日米地位協定には、検疫や保健衛生に関する規定がありません。

人、動物及び植物の検疫については平成8年の日米合同委員会合意に基づき実施されているとのことですが、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の脅威や、外来生物の侵入による生態系等への影響等を考えると、基地周辺住民の不安を払拭するためには、日本国内法令を適用し、米軍に対しても日本側当局による検疫を実施する必要があると考えます。

また、米軍基地内での大規模な新興感染症等の感染拡大のような事案が発生した場合には、その対応を地元自治体のみで遂行することは困難であることから、地元自治体による地域の保健衛生の確保に万全を期すため、米軍基地内の感染症対応の体制について、地元自治体の関与のもと、日米両国政府の責任において緊密に連携して構築すべきと考えます。

これらの取組みにあたっては、保健衛生に関する特別協定の締結などについて米側と速やかに協議を行い、日本国内法令を早急に適用する必要があると考えます。

**【要望先：外務省・国土交通省・環境省・防衛省】**

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ⑧ 米軍機の飛行について最低安全高度等を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。

米軍の活動については、我が国の公共の秩序と住民の安心・安全を守るためにも日本法令が適用されることを明記すべきと考えます。

**【要望先：外務省・防衛省】**

(第17条関係、裁判権)

- ⑨ 日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること。

被疑者の起訴前の引き渡しについては、平成7年及び16年の刑事裁判手続きに関する日米合同委員会により「殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。」、「その他

の特定の場合は、日本側が重大な関心を持ついかなる犯罪も排除しない。」旨合意され、一定の改善は図られています。

しかしながら、米国に最終決定権を留保した合意内容では不十分であり、日本国が要求するすべての場合において、被疑者の起訴前の拘禁移転が速やかに行えるよう明記すべきと考えます。

**【要望先：外務省・防衛省】**

(第17条関係、裁判権)

- ⑩ 基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること。

日米地位協定合意議事録では、日本国の当局は「合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。」と規定し、刑事特別法でも同様の規定を設けています。

しかしながら、当該財産が基地の外にある場合には、原則として米国の管理権が及ばないことから、日本国の当局が、搜索、(差押え)又は検証を行う権利を有する旨明記すべきと考えます。

**【要望先：外務省・防衛省】**

(第17条関係、裁判権)

- ⑪ 基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること。

平成16年に発生した沖縄国際大学への米軍ヘリコプターの墜落事故の際には、現場の統制について米側の対応に問題があったことから、平

成17年4月1日の日米合同委員会において、外周規制線は日本側が規制し、内周規制線は日米共同で規制することが合意されています。

しかしながら、基地の外における現場統制は、本来日本国の当局の主導の下で行われるべきであり、その旨明記すべきと考えます。

**【要望先：外務省・防衛省】**

(第18条関係、請求権の放棄)

- ⑫ 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること。

米軍構成員及び被用者による公務中の損害については、日米地位協定第18条に日米両国政府による補償の規定がありますが、公務外の損害の場合、平成8年12月のSACO最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示されているものの、被害者に対する日米両国政府による支払いについて法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっています。慰謝料の支払いについても米側が自らの判断で決定しており、被害者が十分な補償を受けることが難しい状況にあります。

また、米軍構成員・軍属の家族が加害者となった場合の規定がありませんが、被害者にとって、自ら責任を追及していく難しさは米軍構成員及び被用者の場合と異なることはありません。

したがって、米軍構成員及び被用者の公務外の事故等、並びにそれらの家族による事故等により被害を受けた場合、一義的に加害者個人が賠

償責任を負うとしても、当該加害者に資力が無いなど十分な補償ができない場合には、日米両国政府の責任の下、被害者が十分な補償を受けられる旨明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第18条関係、請求権の放棄)

- ⑬ 米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと。

米軍の構成員又は軍属の子供の養育費を米軍の構成員又は軍属に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例があります。日米地位協定第18条第9項(b)で私有の動産に対する差押えに関する規定がありますが、米軍の構成員又は軍属に支払われる給料等の差押えに関する規定はありませんので、日本国の裁判所の命令がある場合に差押えが可能となるよう明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ⑭ 基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること。

米軍の活動や基地内における貯蔵物等は、ときに火災など大規模な事故を引きおこし、周辺住民の安全に多大な影響を与えるおそれがあることから、その安全管理や安全確保のための日米間の情報共有について明

記すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第25条関係、合同委員会)

- ⑮ 飛行訓練など提供区域等の域外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること。

米軍が演習・訓練を行う場合には、我が国の公共の秩序と住民の安心・安全を守るためにも原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施する場合には、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(第25条関係、合同委員会)

- ⑯ 基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること。

日米合同委員会の合意に基づく基地運用は周辺住民や地元地方公共団体にとって重大な関心事であるため、次の場合については、地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重することが必要であると考えます。

- ・ 基地の返還について検討するとき
- ・ 大規模な施設の新・増設や基地機能強化及び恒久化につながる施設改修を行うとき
- ・ 基地の利用にあたり、使用目的等の審査を行うとき

- ・ 基地内において、部隊や施設等の規模・機能を変更（中隊の配備等）しようとするとき
- ・ 米軍の艦船及び航空機（米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む）が、港湾、空港を使用するとき
- ・ 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性のある事件・事故が発生したとき
- ・ その他、基地周辺に大きな影響を与え又は与える可能性があるとき

また、日米合同委員会は日米両国政府の代表者で構成されており、基地が所在する地方公共団体の意向を反映させる仕組みになっておりません。

そこで、地方公共団体の意向を反映させるため、地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する必要があると考えます。

なお、地域特別委員会設置までの間は、それに代わるものとして、渉外知事会と日米両国政府との連絡会議を定期的に行うべきと考えます。

#### 【要望先：外務省・防衛省】

##### （第25条関係、合同委員会）

##### ⑰ 日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること。

日米両国政府においては、平成8年12月のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表について理解を示されましたが、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況については、必ずしも十分とは言えない状況にあります。そこで、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨明記すべきと考えます。

【要望先：外務省・国土交通省・防衛省】

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ⑱ 市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと。

米軍飛行場の多くが市街地に隣接して置かれていることから、基地所在の地方公共団体や近隣の地方公共団体では、多数の住民が航空機騒音や航空機事故の不安により、長年にわたり大きな負担を強いられています。航空機騒音については、過去の騒音訴訟において、受忍の限度を超えた違法な状態にあるものと司法判断もされており、航空機騒音を一刻も早く解消することが求められていますし、過去においては、たびたび航空機事故が発生していることから、事故を防ぐための適切な飛行運用が求められています。

そこで、人口密集地域等の上空の飛行回避や低空飛行・旋回飛行の禁止、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等における飛行訓練の全面的な禁止、低空飛行訓練の飛行高度の国内法令適用、騒音の激しい機種 of 飛行時間の短縮等、日米地位協定に新たに騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置に関する規定を設けるべきと考えます。

【要望先：外務省・防衛省】

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ⑲ 米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること。

米軍構成員等による公務外の事件・事故が各地で発生していることから、それらを防止し、住民不安の解消を図るため、米軍構成員等の犯罪防止の取組みについて明記すべきと考えます。

## 日米地位協定の運用改善に係る要望

日米地位協定の改定だけでなく、運用改善で対応できる事項についても、積極的な取組みを求めるものである。

(注) 本項においては、要望及び要望に至った理由について記載している。このうち、要望については各項目前段の枠内に、要望理由については枠外に、それぞれ記載した。



### 3 日米地位協定の運用改善に係る要望

#### (1) 全体関係

【要望先：外務省】

##### <日米地位協定の見直し等>

ア 日米地位協定について、早急に抜本的な見直し作業に着手し、2、3年以内等できるだけ短い期限を設けて見直しを行うなど、実務的な対応を行うとともに、その運用について適切な改善を図ること。

##### <運用についての情報提供>

イ 日米地位協定及びその合意事項について運用実態を取りまとめ、住民、地方公共団体等へ情報提供すること。

#### (1) 全体関係

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化したにもかかわらず、60年以上もの間、見直されておらず、社会情勢に対応できなくなっています。

当協議会では、これまでも日米地位協定の見直しを繰り返し求めてきましたが、日米地位協定を環境面から補足する「環境補足協定」や、軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」が日米両国政府間で締結されたほかは、未だに具体的な取組みが行われておりません。

米軍基地に起因する事件・事故、環境問題等の根底には日米地位協定があり、こうした問題を抜本的に解決するためには、日米地位協定の見直しが必要と考えます。

また、日米地位協定の運用は、国民の安全を守るという観点から、適切に行われるべきものであり、その運用実態については、住民や地方公共団体の理解を得るためにも情報提供することが必要と考えます。

#### (2) 2条関係（施設・区域の提供等）

【要望先：外務省・防衛省】

##### ア 2項関係〔施設提供の合意〕

##### <提供地の境界確定等>

提供地の境界を明確にするとともに、提供地内の土地についても、公図の整備を図るなど、将来、権利者間に紛争の生じないよう措置すること。

#### (2) 2条関係（施設・区域の提供等）

##### ア 2項関係

米軍基地の存在は、まちづくりや、事件・事故、環境問題など、周辺住民に多大な影響を与えており、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、基地周辺住民や地元地方公共団体の理解を得ることが不可欠であるため、提供地に係る権利関係を明らかにし、権利者

間に紛争が生じないようにすべきと考えます。

#### イ 4項関係〔共同使用〕

##### ＜共同使用等の推進＞

(ア) 基地内道路、遊休地等の共同使用及び基地周辺国有地の住民利用を積極的に推進すること。

##### ＜民間航空利用の促進＞

(イ) 横田飛行場の民間航空との共同使用については、周辺対策を講じながら、引き続き早期実現を図ること。

##### ＜日米合同委員会等共同使用のための協議の迅速化＞

(ウ) 地元地方公共団体から基地の共同使用の要望がある場合、日米合同委員会等での協議を速やかに行うこと。

##### ＜一時使用等の情報提供及び公表＞

(エ) 自衛隊施設等を米軍が一時使用する場合は、地元に対し事前に適切な情報提供を行うとともに、速やかにその内容を公表すること。

#### イ 4項関係

広大な米軍基地の存在は、土地利用に大きな制約を与えていることはもとより、産業経済活動や通勤・通学など地域住民の身近な生活にも大きな影響を与えています。

当協議会では、これまでも米軍基地の整理・縮小及び早期の返還を求めており、特に遊休地については積極的な返還を推進してきましたが、返還が実現されるまでの間は、基地内道路や遊休地、共同で使用することが可能な施設等については、地域住民の生活の利便性等を確保する観点から、できる限り住民が利用できるよう共同使用を積極的に推進すべきものと考えます。

また、周辺住民が大きな負担を強いられていることを踏まえ、基地周辺国有地の住民利用についても積極的に進めるべきであり、こうした住民利用は住民の要望に基づき速やかに処理されるべきものと考えます。

なお、2-4-(b)での自衛隊施設等の一時的な米軍使用については、期限の定めがあるとはいえ、地域住民は不安を感じるため、地元への適切な情報提供（使用の概要やスケジュール等）及び公表をすべきと考えます。

### (3) 3条関係（施設・区域に関する措置）

#### ア 1項関係〔3条管理権〕

##### ＜地元に対する情報提供＞

【要望先：外務省・防衛省】

(ア) 基地の管理・運用に伴い、基地周辺住民の安全等に影響を及ぼす可能性のある事項に関しては、速やかに適切な情報提供を行うこと。特に、基地内への新たな施設整備は、周辺交通への影響や騒音のさらなる増大のほか、基地の役割の変化により周辺住民の安全・安心の確保に係わる場合もあることから、施設整備計画が策定された段階など迅速に情報提供すること。

##### ＜施設の新・増設に係る国内法遵守等＞ 【要望先：外務省・防衛省】

(イ) 米国政府は基地内における米軍施設の新・増設及び改修の際には、日本国内法を遵守するとともに、環境影響評価を実施すること。

##### ＜日本環境管理基準＞

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(ウ) 日本環境管理基準（JEGS）は日米の国内法の、より厳格な基準を選択するという基本的な考え方のもとに作成していることを踏まえ、改訂にあたっては、日本側の規制基準を適切に反映することはもとより、米国の最新の規制動向や知見に十分留意のうえ、日米で緊密に連携し協議すること。

また、現行の日本環境管理基準（JEGS）について、日本語の解説書を作成し公表するとともに、問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。

##### ＜環境調査等の実施＞

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(エ) 基地内及び基地周辺において、国内法による大気・水質等の環境調査の実施、結果の公表及びそれに基づく改善を行うこと。

##### ＜各種環境汚染等への適切な措置＞

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(オ) 基地に起因する騒音・低周波音、大気汚染、水質汚濁等により環境への影響が生じた場合又は国若しくは地方公共団体が影響が生じると想定した場合には、環境影響評価又は環境影響調査を迅速に実施して、その結果を公表するとともに、これらの結果を踏まえて日米両国政府において直ちに適切な措置を講ずること。

また、日米両国政府の責任において、基地外への漏出事故が発

生じた際の除去体制を構築すること。

さらに、老朽化した公害防止施設については、地元地方公共団体立会いのうえ早急に点検し、整備するとともに、地球温暖化防止のため、効果的な二酸化炭素排出削減対策に努めること。

#### ＜河川氾濫等の適切な対策＞

(カ) 基地内の河川等の氾濫や、雨水、油、土砂の流出などにより、基地周辺地域に被害を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。

#### ＜健康調査の実施及び地方公共団体による環境調査等への協力＞

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(キ) 健康への影響が懸念される物質が基地周辺で検出される場合は、国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対応を行うとともに、必要に応じて住民を対象とした健康に係る調査を行うこと。

また、米軍基地に起因する土壌汚染を含む環境被害等が発生した場合には、原因者である米軍又は基地提供者である国において、環境調査や汚染除去等を行うとともに、地方公共団体が重要性や緊急性を踏まえ、その発生源を特定するために基地内の調査を求めた際には協力すること。さらに、環境被害等の対策については費用負担など、適切な対応策をとるとともに、国に代わって地方公共団体が環境調査等を行った場合は、地方公共団体に費用負担が生じないように措置すること。

特に、日本国内における有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）（以下「PFOS等」という。）の法規制等を検討する際は、基地からの流出事故や、基地周辺の水源からPFOS等の検出が継続している現状を踏まえ、米国等、国外の最新の規制動向や知見に十分留意すること。

また、日米両国政府の責任において、米軍基地における、これまでのPFOS等の使用・保管状況等を精査し、状況に応じて基地内の汚染状況に関する調査を早急を実施して、汚染が確認された場合は汚染源の除去等、必要な対策を講じ公表することや、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること。

#### ＜廃棄物等の適正処理と情報公開＞

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(ク) 基地内の廃棄物等については、その排出抑制を図るとともに、分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め米国政府の責任で適正に処理すること。

地元地方公共団体の求めに応じて、基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報を公開すること。

また、基地内のPCB含有廃棄物及びPCB使用製品については、米国政府の責任で適正な保管と処理を行うとともに、国外への搬出にあたっては、その安全確保に十分努めること。

さらに、米軍が行う建築物の解体等工事について、令和4年4月に施行された改正大気汚染防止法が適切に運用されるよう、建築物等のアスベスト建材の使用状況にかかる事前調査や、調査結果の都道府県知事等への報告について、元請け業者から求めがある場合は、米軍は協力すること。また、解体等工事の際は、飛散防止対策を十分に行い、関係地方公共団体職員による立入調査ができる仕組みを確立すること。

#### <PFOS等を含む製品の適正処理>

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

(ケ) 米軍基地におけるPFOS等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。

米軍基地におけるPFOS等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、PFOS等を含まないものに早急に切り替えること。

代替品への交換が実現するまでの間、PFOS等を含む製品の管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。

#### <害虫対策と情報提供>

(コ) 基地内での害虫の大量発生等基地周辺住民に不安を与えるような事態が生じた場合には、米軍の責任で適切な対策を講ずるとともに、速やかに地元地方公共団体に情報提供すること。

また、地方公共団体が実施する基地周辺の害虫棲息調査等に要する経費について助成措置を講ずること。

#### <外来種対策と情報提供>

(ク) 米軍及び米軍構成員等の活動に伴って外来種に起因する問題が発生することのないよう、米軍の責任において、基地内への外来種の侵入防止措置を講ずるとともに、基地内における外来種の生息状況等の調査を実施し、撲滅、制御、封じ込めの措置が必要な外来種の侵入・定着が確認された場合には、速やかに撲滅等の対策を講ずること。

また、外来種の調査結果及び撲滅等の対策の実施状況については、地元地方公共団体に情報提供するとともに、地元地方公共団体が実施する外来種対策へ協力すること。

#### ＜有害鳥獣等対策への協力＞

(シ) 基地内に棲息している有害鳥獣等により周辺住民が被害を受けている場合、又は、周辺の自然生態系に影響を与えている場合、地元地方公共団体からの協力要請に迅速に対応すること。

#### ＜高病原性鳥インフルエンザに係る対応への協力＞

(ス) 基地内において、大量に死亡野鳥が発生するなど、野鳥への高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合は、地元地方公共団体に情報提供すること。

#### ＜航空機騒音の防止対策＞

(セ) 消音施設、防音林、緑地帯の増設・整備、航空機による騒音を軽減させるための技術開発など、航空機等騒音防止の対策に万全を期すこと。

#### ＜砲撃による騒音・振動対策＞

(ソ) 砲撃等による発射音、炸裂音及び振動の防止を図るとともに、遮音壁の設置等適切な対策を講ずること。

#### ＜弾薬爆破処理時の騒音等の防止＞

(タ) 弾薬爆破処理時の騒音等の防止については、万全の措置を講ずること。

#### ＜実弾演習時の環境配慮・不発弾による事故防止対策＞

(チ) 実弾砲撃・射撃演習により派生する環境への影響等に配慮すること。特に、原野火災の防止に万全を期するとともに、初期消火を含めた迅速かつ的確な消火活動の強化及び消火体制の充実を図ること。

また、不発弾に起因する事故が発生しないよう演習場に残留する不発弾処理について早急に適切な対策を講じ、その結果を公表するとともに、一般住民に不発弾に対する危険の周知を図るため、広報についても適切な対策をとること。

#### ＜戦車等の騒音の抜本的対策＞

(ツ) 戦車、装軌車等の大型車両の通行に伴い発生する騒音、振動、土

ぼこり及び道路上に堆積する泥土等により、基地周辺地域に被害を及ぼさないよう緩衝緑地帯の造成等抜本的な対策を講ずること。

#### ＜環境保全への措置＞

(テ) 演習・訓練等による自然破壊のないよう必要な措置を講ずること。

また、基地内の自然環境の保全、文化遺産の保存について必要な措置を講ずること。

### (3) 3条関係（施設・区域に関する措置）

#### ア 1項関係

我が国においては、多数の住民が生活している地域に隣接して基地が置かれている現状があり、基地内でとられる措置等が周辺住民に大きな影響を与える可能性があります。

米軍が定めている現行の日本環境管理基準（JEGS）については、日本語の解説書を作成・公表し、問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すべきと考えます。

その他、基地に起因する環境汚染や環境被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の各種環境対策や基地内の廃棄物等の適正処理、演習等に起因する事故や騒音等の防止、文化遺産の保存等についても周辺住民に十分配慮し、必要な措置がとられるべきと考えます。

また、不発弾処理の問題については、返還後の跡地利用の支障にならないよう、あらかじめ、適正に処理する必要がある、その結果についても公表すべきと考えます。

#### イ 2項関係〔通信の確保〕

##### ＜電波障害防止制限区域の見直し＞

基地に起因する電波障害防止制限区域及びその制限基準については、周辺地域の住環境の実情に即して見直すこと。

#### イ 2項関係

電波障害防止区域及びその制限基準により周辺住民が建築の制限等を余儀なくされています。

このような規制が周辺地域の住環境に影響を与えてきたことを考慮し、地域の実情に合わせて見直しを行うべきと考えます。

#### ウ 3項関係〔公共の安全〕

##### ＜基地運用にあたっての安全確保＞

(ア) 基地の運用にあたっては、周辺住民に不安を与えないよう、安全確保に細心の配慮を払うこと。

### ＜航空機燃料管理等の安全確保＞

(イ) 航空機燃料、弾薬等危険物の管理・輸送及び演習（日米共同訓練を含む）時の安全確保について、特に万全の措置を講ずること。

### ＜銃器等の管理＞

(ウ) 周辺住民が不安を抱くことがないように、銃器等の管理を厳重に行うこと。

### ＜演習・訓練内容等の事前通報と公表等＞

(エ) 基地及び演習・訓練区域周辺住民に影響を及ぼすような演習・訓練等に際しては、住民の不安を取り除くためにも、速やかに具体的な演習・訓練内容等について関係機関に事前通報するとともに、演習・訓練に係る地域において演習・訓練内容等を国の責任で公表するなどの情報提供を行い、住民からの問い合わせや苦情に対して、責任をもって対応すること。

また、日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練については、演習・訓練に関する情報の入手に努めるとともに、情報入手した際は速やかに公表し、関係機関、地方公共団体へ情報を提供すること。

### ＜演習・訓練等の活動＞

(オ) 演習・訓練等の際は、その影響を提供施設又は区域外に及ぼさないよう努めること。また、地元地方公共団体と国との間に締結された米軍の演習場使用に関する協定等について、その遵守を求めること。

### ＜パラシュート降下訓練について＞

(カ) 基地におけるパラシュート降下訓練については、その実施の有無を含めて、地元の意向を尊重すること。  
また、訓練を実施するに当たっては、事前に情報提供を行うこと。

### ＜民間航空機への安全配慮＞

(キ) 民間航空路線と重なる訓練空域については、民間機の安全確保を図るため、空域解除等、特段の措置を講ずること。  
また、米軍機の民間機への急接近により、民間機の衝突防止装置が作動することのないよう、民間機との間に十分な距離を保つよう併せて措置すること。

### ＜航空機の安全対策措置＞

(ク) 度重なる航空機事故の発生は飛行場周辺及び飛行コース下の住民に強い不安を与えているので、航空機や、パラシュート、装備品等の使用器材の整備点検・安全確認、周辺住民の安全を最優先としたパイロット等の規律保持を含む安全教育及び物資投下訓練の中止等徹底した安全対策の措置を講じ、その措置の内容を公表するとともに、事故防止に努めること。

発生した航空機事故については、米軍の是正措置や再発防止策の効果を確認するなど、米軍における改善状況を継続的に把握し、その内容を関係自治体に迅速に提供すること。

### ＜飛行実態に関する情報公開等＞

(ケ) 航空機の飛行に関する事前・事後の情報を、国の責任で把握し迅速かつ適切に公表するとともに、関係する地方公共団体に提供すること。

また、航空機騒音測定局のデータを地元住民に対し公表するとともに、航空機高度コース自動測定局の設置等により、各基地飛行場における離着陸回数、タッチ・アンド・ゴーの飛行回数、飛行コース及び飛行高度等の飛行実態を国の責任で把握し、公開すること。

### ＜FCLPの禁止＞

(コ) 三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場及び岩国飛行場における米空母艦載機による着陸訓練（FCLP）、特に夜間連続離着陸訓練（NLP）を行わないこと、これらの飛行場を天候等の事情で実施予定施設においてFCLPが実施できない場合の代替の施設と指定しないことを日米間の合意事項とすること。

また、恒久的な空母艦載機離発着訓練施設について早期整備を図ること。

### ＜デモンストレーションフライトの中止＞

(カ) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」及び「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」中の「曲技飛行のデモンストレーション」「曲技飛行の展示」を認めている部分を削除し、一切のデモンストレーションやデモンストレーションフライトを行わないこと。

また、市街地上空のデモンストレーションフライト訓練等危険な飛行を中止すること。

### ＜苦情処理制度の充実＞

(シ) 航空機騒音等に係る苦情処理制度の充実と苦情窓口の地元住民への周知を徹底するとともに、苦情件数、内容などを公表すること。

また、住民からの問い合わせや苦情に対して、責任を持って対応すること。

### ＜航空機事故による緊急時における連絡体制の確立＞

(ス) 在日米軍ヘリコプター等の緊急（予防）着陸が各地で多発する中で、地元住民の不安を早急に取り除くため、国においては、航空機が飛来する可能性のある射撃場、演習場等についても不測の事態に対応するため「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」並びに「航空機事故連絡協議会会則」を制定するなど、緊急時における関係機関の連絡体制を確立すること。

### ＜低空飛行、模擬対地攻撃訓練に係る措置＞

(セ) 低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練など騒音等の環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、高度測定等調査の実施などを通じてその実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

### ＜原子力施設周辺等の飛行の中止＞

(ソ) 飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、常に航空機事故の危険にさらされているので、住宅地域、工場地帯及び原子力施設周辺上空における飛行の中止、飛行の制限等徹底した安全対策の措置を講ずること。

### ＜米軍艦船航行の安全確保＞

(タ) 米軍艦船の航行については、入出港時はもちろん、近海を航行する場合にも安全確保に万全の措置を講ずること。特に潜水艦の航行にあたっては一般船舶の安全に細心の注意を払うこと。

### ＜新型低周波水中音波探知機の使用禁止＞

【要望先：外務省・環境省】

(チ) 米海軍の新型低周波水中音波探知機の使用について、海洋生物などへの影響が無いことが明らかになるまで、日本周辺海域においては使用させないこと。

### ＜原子力艦通報の遵守＞

- (ツ) 原子力艦の寄港時の事前通報及びその内容を遵守すること。  
また、事前通報の公開制限を早期に解除すること。

### ＜原子力事故対策の確立等＞

【要望先：内閣府・外務省・財務省・環境省・防衛省】

- (テ) 原子力艦の原子力事故対策については、予防対策及び応急対策の両面にわたり、国が責任を持って主導的に対応すること。  
地方公共団体が講ずる対策については、国が財政面を含めた全面的な支援を行うこと。  
特に、地方公共団体が実施する原子力艦の防災訓練に、国は積極的に参加するとともに、米軍に参加するよう要請すること。  
また、事前対策の確立に必要な情報を地方公共団体に提供すること。

### ＜事故後の適切な措置＞

- (ト) 事故の事後処理、原因究明、調査結果の公表、再発防止策等の措置及び損害賠償等については、迅速な誠意ある対応をするとともに、説明会を実施するなど、周辺住民の理解を得るための活動にも十分配慮すること。  
また、事故後の運用の再開にあたっては、日米間で協議を実施し、国の責任において安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

### ＜事故報告書＞

- (チ) 事故の大小にかかわらず、基地周辺住民や事故現場周辺住民に大きな影響を与える事故が発生した場合は、関係する地方公共団体に迅速な情報提供を行うとともに、米国側に事故報告書の提供を要求し、その内容を公表すること。国外で発生した事故であっても、事故の態様が深刻であるなど、国内に影響を及ぼす可能性がある場合は、関係する地方公共団体に必要な情報提供を行うこと。  
また、地方公共団体から、事故報告書の提供について要請があった場合には、速やかに米国政府に対し、事故報告書の提供を要求すること。  
さらに、地方公共団体に対する事故報告書の内容についての情報提供に当たっては、住民への影響や懸念を十分に踏まえて、的確かつ詳細な説明を行うこと。

なお、米軍が英文で公表した事故報告書等については、国において速やかに翻訳した上で地方公共団体に提供すること。

#### ウ 3項関係

基地の存在により、今なお、周辺住民は多大な被害を受けるとともに、不安を抱えて暮らしています。

こうしたことから、航空機や艦船等の安全対策を図ることはもとより、周辺住民に影響を与える演習・訓練については事前に情報を公表することが必要と考えます。さらに、周辺住民の安全を守るという観点から、国の責任において万全の措置を講じ、影響を基地の外に及ぼさないよう努めるべきと考えます。

また、特に原子力艦の事故については、周辺住民や周辺地方公共団体の不安を解消するため、国が責任を持って安全対策を確立するとともに、万一の事故に備え、日米両国政府が防災訓練に参加することが必要と考えます。

神奈川県横須賀市においては、平成19年度以降、毎年、在日米海軍が参加する日米合同原子力防災訓練が実施されており、こうした取組を拡大することが望ましいと考えます。

さらに、寄港に係る事前通報及びその通報に係る内容を遵守するとともに、緊急時の連絡体制の確立や即時の情報提供、事故後の適切な処理等が不可欠です。

#### (4) 4条関係（施設の返還） 【要望先：外務省・財務省・防衛省】 ＜返還時の有害物質等の対処＞

既に返還された基地跡地において、有害物質や障害物件が発見された場合は、原因者の特定も含めて、汚染の実態把握のため、国の責任で速やかに環境調査を実施するとともに、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講ずること。

#### (4) 4条関係（施設の返還）

現行の日米地位協定では、米国は基地の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、基地の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについても明確な規定がありません。

過去において、返還後に環境汚染等が問題になったことから、すでに返還された跡地についても、米国から基地使用履歴の提供を受け、環境浄化等適切な措置を講じるべきと考えます。

(5) 5条関係（入港料・着陸料の免除）

【要望先：外務省・防衛省】

ア 1項関係〔施設・区域外の港・飛行場からの出入国〕

＜米軍航空機の飛来に関する情報の提供及び公表＞

航空祭や航空観閲式等において自衛隊施設等に米軍航空機が飛来する場合には、事前に、飛来する米軍航空機の情報地元自治体に対し提供するとともに、公表すること。また、住民からの問合せや苦情に対して、責任をもって対応すること。

イ 2項関係〔移動の権利〕

＜米軍艦乗組員の規律保持＞

(ア) 米軍艦の寄港における乗組員の規律の厳正な保持と公共の安全の確保を図ること。

＜非核三原則の堅持＞

(イ) 核兵器積載可能な艦船の寄港や航空機の飛来等をめぐっては、平成4年7月に、米国大統領の戦術核撤去完了の声明があったが、有事の際の核配備など国民の疑惑と不安は完全に解消されたわけではない。

よって、国におかれては、国民の疑惑と不安を解消するための適切な措置を講じ、非核三原則を厳正に堅持すること。

＜施設・区域間の移動の際の安全確保等＞

(ウ) 施設・区域間の移動にあたっては、周辺地域住民や事業者等の安全の確保に万全の措置を講ずること。

特に、沿岸水域の海上移動については、漁業の安全に細心の注意を払うとともに、事前に、日時等その具体的内容を関係機関に通知すること。

(5) 5条関係（入港料・着陸料の免除）

ア 1項関係

航空祭や航空観閲式等に係る米軍航空機の飛来に関しては、地元住民へ不安を与えることのないよう、事前に情報（飛来の目的やスケジュール等）の提供及び公表が必要と考えます。

イ 2項関係

米軍艦の入港にあたっては、乗組員の規律の保持が求められ、公共の安全性の確保が必要と考えます。

また、我が国の国是である非核三原則については、引き続き厳正に堅持し、地元住民や地元地方公共団体に不安を与えないようにすべきです。

さらに、移動中の事故が多発していることから、施設・区域間の移動に当たっては万全の措置を講じるとともに、事前にその具体的内容を関係機関に通知すべきものと考えます。

### ウ 3項関係〔通告〕

#### ＜米軍艦船の入港時に関する国からの適切な情報提供＞

米軍の艦船及び米軍に徴用された民間船舶が港湾に出入りする場合について、港湾施設の円滑かつ安全な管理に資する観点から、国において適切に情報を把握し、港湾管理者に対して速やかに情報提供を行うこと。

### ウ 3項関係

米国艦船（米軍に徴用された船舶を含む。）が港湾に出入りする場合には、必ずしも港湾管理者に通告がなされていないことから、港湾施設の円滑かつ安全な管理に資する観点から、国が責任をもって情報を把握し、港湾管理者に速やかに通知すべきと考えます。

## （6）6条関係（航空交通管理・通信）

【要望先：外務省・国土交通省】

### ＜航空交通管制業務の日本側への返還＞

一都九県にわたる「横田空域」の管制業務について、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るため、日本側に早期に全面返還すること。

また、「岩国空域」における管制業務については、民間機の円滑な定期運航や安全性を確保するため、日本側に早期に全面返還すること。

## （6）6条関係（航空交通管理・通信）

施設及び区域たる飛行場及びその周辺における管制業務は、米軍が実施しておりますが、その結果、米軍機の飛行が優先され、民間機の飛行が制限されるため、横田空域では、迂回したルートを通るなど飛行時間の増大や消費燃料、CO<sub>2</sub>排出量の増加といった様々な影響が出ており、また、岩国空域では、過密な飛行などを強いられ、飛行の安全性を確保することが厳しい状況になっています。

横田空域については、同空域の活用による効率的な運用を図るため、岩国空域については、民間機の円滑な定期運航や安全性を確保するため、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠であり、同管制業務を日本側に返還すべきと考えます。

(7) 9条関係（米軍構成員等の地位）

【要望先：外務省・防衛省】

＜米軍施設・区域内外に居住する米軍構成員等の情報提供＞

ア 米軍施設・区域内外に居住する米軍構成員等について、その実態が把握できるよう、軍種別、軍人・軍属・家族別、市町村別の人数内訳など詳細な情報を地元地方公共団体に提供すること。

＜感染症の情報提供＞ 【要望先：外務省・厚生労働省・防衛省】

イ 米側と協力のうえ、米軍構成員等が在日米軍基地に入国する場合の水際対策の措置状況、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元地方公共団体に対し、速やかな情報提供を行うとともに、地域における日米当局間の協議など、関係機関が連携するための仕組みづくりを行うこと。

＜感染症対策＞

ウ 米軍基地において、感染症が拡大した際には、早期に原因を究明するとともに、原因に応じた感染防止策を実施すること。

また、米軍関係者による空港等の利用に関し、感染拡大防止のため国や自治体が定めたルールを順守すること。

(7) 9条関係（米軍構成員等の地位）

地方公共団体にとって、その所管域に住む米軍構成員等の人数内訳などの情報は、基地対策を含む行政施策の基礎となる重要な情報ですが、地元地方公共団体が米軍構成員等の実態を把握する仕組みがないことから、日米両政府がその情報を地元地方公共団体へ提供することが重要であると考えます。

昭和41年の日米合同委員会合意に基づく伝染病情報の交換は、「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に関する覚書」として平成25年1月に改定されましたが、今後も新興感染症等の感染拡大を防止するため、米軍基地と衛生当局間（同覚書に位置付けのない基地を含む）の情報交換ルートを平常時から確保した上で、地元地方公共団体への速やかな情報提供や必要に応じた連携、対策を行う必要があると考えます。

(8) 10条関係（運転免許・車両）

【要望先：外務省・防衛省】

＜運転規則に関する講習＞

ア 米軍構成員等は、日本の運転規則に関する講習を受講するとともに、基地の外での運転に際しては、その受講済証明書を携帯すること。

**<米軍構成員等の私有車両の登録に係る車庫証明>**

**【要望先：外務省・国土交通省】**

イ 基地内に車庫を有する場合の米軍構成員等の私有車両の登録について、自動車の保管場所の確保等に関する法律が遵守されていない状況を早急に是正すること。

**(8) 10条関係 (運転免許・車両)**

米軍構成員等は自国の運転免許により日本国内を運転することが可能ですが、日本と米国では通行区分や運転規則など異なる点も多いことから、日本の運転規則等を十分認識した上で運転する必要があると考えます。

そこで、日本の運転規則に関する講習を受講すること及び基地の外での運転の際に受講済証明書を携帯することが必要であると考えます。

また、平成16年7月の日米合同委員会で基地の外での私有車両登録にあたっては車庫証明を取得することが合意されましたが、基地内の対応についても、「車庫法」(自動車の保管場所の確保等に関する法律)が遵守されるよう改善する必要があると考えます。

**(9) 13条関係 (租税)**

**【要望先：総務省・外務省・財務省・防衛省】**

**<自動車税等の優遇制度の是正>**

ア 米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

**<自動車税種別割の徴収方法の拡大>**

イ 米軍構成員等の所有する自動車の自動車税種別割について、証紙現物による徴収に加え、普通徴収等の証紙現物による徴収以外の方法が可能となるよう法令を改正するとともに、引き続き滞納を防止する体制を構築すること。

**(9) 13条関係 (租税)**

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税は平成11年に税率が引き上げられましたが、民間車両の税率と比較すると、著しく低い税率になっています。いずれの地方公共団体も財政状況は大変厳しい状況にありますので、貴重な自主財源の充実のために優遇制度を是正する必要があります。

また、自動車税種別割の徴収方法の原則を定めている地方税法では、証紙徴収及び普通徴収の規定があるにもかかわらず、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」では証紙徴収以外の方法を可

能とする規定が存在しないため、キャッシュレス化等の社会情勢も踏まえ、法令の改正が必要であると考えます。併せて、徴収方法が拡大される際は、納税済であることを証する書類の携行を納税義務者に求めるなど引き続き滞納を防止する体制を構築することが必要であると考えます。

**(10) 15条関係（諸機関の管理等）**

**【要望先：外務省・防衛省】**

**＜日本人への役務提供の制限＞**

基地内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限すること。

**(10) 15条関係（諸機関の管理等）**

基地内の諸機関が提供する役務については、日本人が利用する際の制限についての規定がありません。これらの諸機関は、第15条第1項(a)に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売と同様に、制限する必要があると考えます。

**(11) 16条関係（日本法令の尊重義務）**

**【要望先：外務省・防衛省】**

**＜米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止＞**

米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

また、再発防止策の徹底を行うとともに、地元地方公共団体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。

**(11) 16条関係（日本法令の尊重義務）**

米軍構成員等による公務外の事件・事故が発生していることから、それらを防止し、住民不安の解消を図るため、米軍構成員等の規律の保持等について適切な措置を講じる必要があると考えます。

**(12) 17条関係（裁判権）**

**【要望先：外務省・防衛省】**

**＜基地の外における事故現場等の統制方法＞**

ア 基地の外における事故現場等においては、日本国の当局の主導の下での統制が的確に行われるよう、改めて統制の方法について早急

に定めること。

**<公務中に生ずる罪に対する米国側司法手続きによる処分結果等の通知>**

イ 公務執行中の米軍構成員及び軍属の作為又は不作為から生ずる罪について、米国側の司法手続きによる処分の審理過程を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みを構築すること。

**<公務中に生ずる罪に対する実質的な日本側の裁判権の行使>**

ウ 公務執行中に米軍構成員及び軍属による犯罪が発生した場合、死亡等の結果を引き起こした重大な犯罪や悪質な犯罪等、特に社会的な影響が大きいものについては、実質的に日本側において裁判権が行使できるよう米国に働きかけること。

**(12) 17条関係 (裁判権)**

公務執行中の米軍構成員及び軍属の作為又は不作為から生ずる罪に対する処分結果の通知については、平成25年10月の日米合同委員会において、米国側の最終の裁判結果のみならず、裁判の各審級での結果や懲戒処分も通報の対象とされ、公表や被害者・家族に開示するための枠組みが合意されました。しかし、起訴期日その他判決に至る司法手続きの経緯を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みとはなっていないことから、通報制度を改善する必要があると考えます。

**(13) 18条関係 (請求権の放棄)**

**【要望先：外務省・防衛省】**

**<迷惑行為による被害の補償>**

ア 米軍構成員等のいわゆる迷惑行為等による住民被害の補償について検討し、救済措置を講ずること。

**<事故等の損害賠償>**

イ 米軍構成員等による事故等の損害賠償は、迅速かつ誠意をもって対応すること。

なお、米軍構成員等の私有車両に係る任意保険については、補償額の増額等により、適切な対応が行われるよう米国に申し入れること。

**<賠償金の分担金の請求>**

**【要望先：外務省】**

ウ 国は、公務執行中の米軍等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、日米地位協定で定める分担案に応じた分担金を、米国の当局へ強く請求し、確実に支払われるよう措置すること。

(13) 18条関係（請求権の放棄）

米軍構成員及び軍属による公務中の損害については、日米両国政府による補償の規定がありますが、公務外の損害の場合、平成8年12月のSACO最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示されているものの、被害者に対する日米両国政府による支払いについて法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっています。慰謝料の支払いについても米側が自らの判断で決定しており、被害者が十分な補償を受けることが難しい状況にあります。

また、米軍構成員・軍属の家族が加害者となった場合の規定がありませんが、被害者にとって、自ら責任を追及していく難しさは米軍構成員等の場合と異なることはありません。

損害賠償の手続きについては、迅速かつ誠意を持った対応をとることが必要であると考えます。

さらに、交通事故の際には、車両の任意保険による十分な補償ができるよう措置しておくことを米国に申し入れる必要があると考えます。

本条第5項では、公務中に第三者に損害を与えた場合の処理方法について規定されておりますが、嘉手納、横田、厚木などの訴訟における米国の損害賠償金の分担が規定通りになされていない状況にありますので、速やかに是正されるよう米国に働きかけることが必要であると考えます。

(14) 25条関係（合同委員会）

【要望先：外務省・防衛省】

＜政府との話し合いの場の設置＞

ア 政府と地元地方公共団体の代表者との定期的な話し合いの場を設置すること。

＜地方公共団体への情報提供＞

イ 日米合同委員会における合意以前であっても、地方公共団体に関係する事項については速やかに情報提供すること。

(14) 25条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意に基づく基地運用は周辺住民や地元地方公共団体にとって重大な関心事ですが、日米合同委員会は日米両国政府の代表者で構成されており、基地が所在する地方公共団体の意向を反映させる仕組みになっておりません。

過大な基地負担を抱えている地元の状況を日本国政府として理解するためにも、政府と地元地方公共団体の代表者との定期的な話し合いの場が必要であると考えます。

また、日米合同委員会における合意以前の事項及び関係する協議の状況については、地方公共団体としていち早く把握する必要がありますので、速やかに情報提供する必要があると考えます。

## 日米地位協定の補足協定に係る要望



## 4 日米地位協定の補足協定に係る要望

### (1) 環境補足協定について

【要望先：外務省・環境省・防衛省】

#### <環境補足協定の適切な運用>

環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の関係自治体への迅速な情報提供、円滑な立入調査及び調査結果の早急な公表並びに返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図られるよう努めること。

### (1) 環境補足協定について

環境補足協定については、これまで基地を抱える地元地方公共団体が求めてきたことが実現されることが重要であり、実効性のある運用がなされる必要があります。

### (2) 軍属に関する補足協定について

【要望先：外務省・防衛省】

#### <軍属に関する補足協定に係る情報提供>

平成29年1月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

### (2) 軍属に関する補足協定について

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定は、コントラクターの被用者についての通報・見直し等により、透明性が向上するとされています。同協定第5条及び日米合同委員会で合意されたコントラクターの被用者の見直しの進捗状況や軍属に関する定期的な報告等の内容について、日米両政府が公表することが重要であると考えます。

